視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)に対する意見募集において提出された意見一覧

別紙３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出者 | 該当箇所 | 意見 |
| 1 | 日本放送協会 |  | 放送の完全デジタル化を踏まえ、視聴者のみなさまが情報社会の恩恵を受けられるよう、字幕放送や解説放送などのさらなる充実を図ることが必要であると考えます。また、東日本大震災では、正確な情報を迅速に視聴者のみなさまにお届けすることがきわめて重要であることをあらためて認識しました。  　意見募集に付された「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)」(以下「指針見直し(案)」)は、そうした視点から検討された「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」の提言を踏まえたものであり、全体として概ね妥当であると考えます。 |
|  |  | 字幕放送について | NHKは、平成19年10月の行政指針をふまえて策定した「字幕放送拡充計画」に基づき、これまでも自主的に字幕放送の拡充を図ってまいりました。  「指針見直し(案)」において、新たに目標に盛り込まれた大規模災害等緊急時放送におけるできる限り全ての字幕付与ならびに全ての定時ニュースへのできる限り早期の字幕付与については、ニュースなどの生番組への字幕付与に積極的に取り組み、定時ニュースへの拡充を進めています。平成24年3月には、音声自動認識装置とリスピークを組み合わせた字幕付与方式の試行をスタートさせるなど、新たな取り組みも進めています。  29年度の目標達成に向けて着実に字幕放送を増やしていく方針で、概ね妥当と考えます。 |
|  |  | 解説放送について | 解説放送については、放送の完全デジタル化をふまえ、平成23年度から29年度までの「解説放送拡充計画」を策定し、拡充に取り組んでいます。「指針見直し(案)」で示された「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」の明確化を踏まえ、これを除くすべての放送番組を対象に、取り組みを進めていく方針で、妥当と考えます。 |
|  |  | 手話放送について | 東日本大震災では、発災直後に手話ニュースの放送回数を増やすなど、手話放送を強化しました。ただ、手話放送の実施時間の増加には専門技術者の確保などさまざまな課題があります。したがってNHKとしてはそうした課題や今後の技術の進展などを踏まえつつ、手話放送の実施時間をできる限り増加させていく方針であり、概ね妥当と考えます。 |
|  |  |  | NHKは、公共放送の重要な役割として、視聴覚障害者向け放送サービスの充実に努めてまいりました。「平成24～26年度NHK経営計画」には、新たな技術を活用し、障害者や高齢者を含めあらゆる視聴者が利用しやすいユニバーサルサービスの充実を図ることを盛り込みました。経営資源には限りがありますが、生番組の字幕放送の拡充など、放送のバリアフリー化に計画的に取り組むとともに、音声認識による字幕制作や高齢者のための話速変換技術、手話放送のための手話CGなど、人にやさしい放送のための技術研究を進めてまいります。 |
| 2 | 株式会社　毎日放送 | 全体 | 今回の見直しは、大規模災害の経験から、視聴覚障害者向けの放送の重要性を改めて認識してのものと理解しております。  当社におきましても、夕方のニュースワイド番組に生放送字幕を付与するなど、自主的な取り組みを実施しております。今後も引き続き、視聴覚障害者向け放送の一層の普及と拡充に向け努力する所存です。 |
|  |  | 1.字幕放送  大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与 | 現在、生放送番組に字幕付与の対応能力を有する人材（社）は、東京地区が中心ですので、他の地域において災害により東京との回線が途絶した状況では、生放送番組に字幕の付与は困難と言えます。また、関西局は、関東地区大災害時の補完対応の役割を求められていますが、現状の体制では緊急時放送に字幕付与は困難ですので、東京地区以外における生放送番組の字幕付与体制の確立が早急に必要であると考えます。 |
|  |  | 3.手話放送  手話放送の実施・充実  に向けて、できる限り  の取り組みを行う | 生放送番組の字幕付与と同様、生放送に対応するスキルを持つ手話通訳者は極めて少なく、現在NHKにしか組織化されていません。民放での実施の取り組みに際しては、行政サイドによる各地区での手話通訳者の人材育成の枠組支援を要望いたします。 |
| 3 | 一般社団法人　日本民間放送連盟 | 全体 | 当連盟は、今般の行政指針の見直しの経緯を了知し、会員であるテレビ各社と協力して、引き続き、視聴覚障害者向けの放送の更なる普及の拡大と充実に向けて努力してまいります。  今回の見直しは、民放テレビ各社も構成員として参画した「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」の報告書の提言を踏まえたものです。  同報告書は、視聴覚障害者向けの放送の普及拡大を助ける様々な技術の多くが、未だ開発途上にあることや商業ベースに乗らないため実用化、商品化に至っていないことを指摘しています。  また、緊急災害時に、字幕放送や手話放送を行うためのオペレーターや手話通訳士をどのように確保するのかといったことなども、現状では未解決の課題です。  そうした状況をふまえ、行政指針の運用に際しては、全国の民放テレビ事業者を取り巻くさまざまな実情に配慮し、指針が柔軟に運用されるよう要望いたします。また、行政による実効性のある支援策の実施を求めます。 |
|  |  | １ 字幕放送  地上系民放  放送衛星による放送  （NHKの放送を除く） | 大規模災害時における放送事業者の第一の責務は放送の継続にあります。そのうえで、字幕放送の実施にあたっては、必要な人員の確保やその安全に努めながら、データ放送やオープンキャプションなども活用し、放送全体でできる限りの文字による情報提供を行っていく所存です。  今回の見直し案では、大規模災害等緊急時放送について「できる限り全てに」字幕を付与することが行政指針として初めて明記されましたが、緊急時の放送において「全てに」字幕付与することは、研究会でも民放各社から説明があったとおり、現状においては極めて困難です。また、この見直し案が研究会の「報告書」の提言内容を超えるものであることも考え合わせると、放送事業者の自主的な取り組みを尊重、評価しつつ、指針を柔軟に運用されるよう要望いたします。 |
| 4 | 社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 |  | １）地域の字幕放送実施が不十分です。  NHK福島など、ローカル局では特色ある原発事故関連の情報が出ていますが、  視覚情報だけでは十分に把握できないでいます。 |
|  |  |  | ２）CMの字幕についても進められるよう、明確な数的指針を設けてください。 |
|  |  |  | ３）先進国との比較  http://www.soumu.go.jp/main\_content/000160374.doc　にある  先進国のテレビ字幕率調査結果として、米国はほぼ100％、英国97％、韓国96％となって いますが、それに対して日本の字幕付与率は低いです。50％前後です。  一方上記各国の一人当たりの個人所得を見ると（【資料】社会実情データ図録http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4540.html）  日本は42,783ドル、米国；46,860ドル、英国：36,164ドル、韓国：20,756ドル  米国よりは若干少ないですが、英国、韓国に比べれば、かなり多い所得である。  一人当たりのGDPに見合った予算配分をすべきです。 |
|  |  |  | ４）予算ばかりでなく、日本より一人当たりの所得が少ない英国、韓国が96％以上の字幕率を達成している現状をもっと詳しく調査すべきです。字幕付与作業を実施している組織、人員、を比べて見る必要があります。 |
|  |  |  | ５）2015年までの限定運用ですが、在京キー7局（NHK/ETV/NTV/TBS/朝日/フジ/東京) は難視地域向けにBS波でも再送出しており、BS-CASへ連絡してB-CAS カードに情報を書き込んで貰って視聴可になるのですが、これは「日本全国で受信可」という意味もあります。下手すると（もう、既に下手してしまってますが）B-CAS カードをやりとりさえすれば、どこでも在京キー放送が見られてしまいます。そういう情報伝播の格差に対し、何らかの優先措置を地方局に与えておく必要を感じます。 |
|  |  |  | ６）デジタルラジオが14年度開始されることになっています。  総務省は13年度中に技術仕様を固めるとのこと。  アナログ放送では、FMワイドバンドラジオでテレビの音声を聴取することができていました。視聴覚障害者とも、情報獲得に大いに役立っていました。  デジタル放送ではできなくなったため、放送関連機器製造メーカーで専用受信機が開発されています。  デジタルラジオでテレビ音声とのサイマル放送が可能なら、視覚・聴覚障害者向けに、音声情報のみ、屋内にも簡単に到達するシステムを作ることができるはずです。ぜひ検討をお願いします。 |
|  |  |  | ７）放送番組の文字起しに関する、放送局の権利主張の制限  部外者が文字起しをしてネットに公開された場合、著作権侵害と訴えるのではなく、自局のコンテンツとして流用させるようにする。文字起しに対する対価は別途協議してもらうようにする。これはローカル局においては積極的に勧めるべきで、在京キー局に偏重しているのを改善することにもつなげられる。 |
|  |  |  | ８）すべての政見放送に字幕を付与すること |
| 5 | 財団法人　全日本ろうあ連盟 | １．字幕放送  対象時間 | 指針の普及目標では、対象時間及び番組の枠を外し、全ての番組に100％字幕をつけるよう目標設定を求めています。  とりわけ緊急災害時についての情報保障は、東日本大震災での教訓からも対策が急がれる非常に重要な課題です。  指針において、「対象時間」は7時から24時となっていますが、災害は必ずしもこの時間内に発生するとは限りません。  「大規模災害等緊急時は対象時間外（24時～7時）であっても対応することにする。」と明記し、時間外であっても、その実施に向けて取り組む必要があります。 |
|  |  | １．字幕放送  目標  ３．手話放送 | 「2017年度までに字幕の100％付与と手話放送の実施時間増加・充実」の目標を達成するためには、達成状況及びその年度の研究開発・技術の活用・適用に関する継続的モニタリング・トレースを毎年1回必ず実施する必要があります。  当事者も含めたモニタリングの場を用意する必要があります。 |
|  |  | １ 字幕放送  放送大学学園 | 「聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ」とありますが、放送大学のテレビ放送科目について、放送大学から全日本ろうあ連盟に毎年字幕付与希望科目の問い合わせがあり、その都度、「本当に必要とする」科目に優先順位をつけ、回答しています。  しかしながら、これらの「必要として」希望を出した科目であっても、すべてに字幕が付与されるわけではなく、字幕付与を要望したにもかかわらず、いまだ字幕が付与されていない科目も多く存在します。  教職単位取得という目的をもった聴覚障害学生のニーズに応えるためにも、すべての科目に字幕を付与する必要があります。 |
| 6 | 特定非営利活動法人　全国視覚障害者情報提供施設協会 | ２　解説放送 | 今般の「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」見直しに当たり、放送・通信が公共的性格を有するものであることを踏まえて、誰もが放送・通信の恩恵に浴することができる環境の確保は必須の事項です。国際的潮流でもある「ユニバーサル・デザイン」の視点を含んで進められることを期待し、特に、視覚障害関係者の立場から意見いたします。  （当協会は、点字図書館など98の施設団体が会員を構成し、1988年から構築されている点訳・音訳データ等のネットワークを運用し、利用団体240、直接利用個人視覚障害者一万人を有する、全国最大の視覚障害者情報関係団体です。）  総務省ホームページに掲載の『「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」報告書の公表』では、「1　経緯等」の中に、「その後、アナログテレビジョン放送の終了や情報通信技術の進展、改正障害者基本法の制定等、視聴覚障害者向け放送を巡る状況が変化し、また、東日本大震災の発生を踏まえ、平時のみならず非常災害時においても、視聴覚障害者が放送を通じて確実に情報を取得することができる環境を整備するための取組を一層推進することが喫緊の課題となっています。」と述べられています。  こうした認識は私共とも共通するところであり、であるならばこそ、緊急時における視覚障害者等への対応を臨むものであり、また、平成１９年の指針よりも一歩踏み込んだ内容を期待するものであります。  多くの視覚障害者にとってテレビは有用な情報入手手段であるということを改めて指摘した上で、以下の対策を強く要望いたします。 |
|  |  |  | １．緊急情報・警戒情報の音声化  放送・通信は、全ての国民を危険から守るための重要な手段です。被害を最小限に食い止めるために、大規模災害等緊急時の放送や気象警報を文字や画像の視覚表示だけでなく、同時に必ず音声でも伝えられることが必要です。現時点の技術では不可能であっても、5年以内の体制整備が強く望まれます。一般に「視覚障害者」と呼ばれていない人であっても視野や視力の状況等により画面が見えづらい視聴者は多く、文字や画像を音声化することが多くの国民を危険から救い出し、公共の利益にもつながるものと考えられます。  また、災害時においては、食事の配給や営業中の店舗など生活に関する情報が字幕で伝えられることがありますが、それらが音声化されることが重要です。東日本大震災を例にとれば、計画停電の予定地域に関する情報は文字では伝えられていても、音声化されませんでした。こうした生活に密着した文字情報（データ放送を含む）が音声化されるよう切に願います。 |
|  |  |  | ２．解説放送の充実に向けて  まず、視覚障害者等向けの解説放送の充実が具体化され、実効性あるものとなるよう、ロードマップを作成し、その推進を監視する機関を、当事者参加のもと、設置してください。 |
|  |  |  | 次に、今回、「注3」の「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」として、「(c)5.1chサラウンド放送番組」が挙げられていることに遺憾の意を表します。  テレビがデジタル化され、5.1chサラウンド放送番組がますます増えていく状況であるならば、これら5.1chサラウンド放送番組を含んだ番組数を100％として、音声開設の付与率を割り出してください。そうでなければ、実質的には解説放送番組が減少し、視覚障害者等の情報入手状況が悪化することが懸念されます。 |
|  |  |  | また今夏から、ワンセグ放送が聞ける視覚障害者用機器の販売が始まり、その所有者が増えることが予想されます。「普及目標の対象番組」として、「（ワンセグ放送を含む）」の1文を入れ、ワンセグ放送でも支障なく解説放送を受信できるようにしてください。（「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」（第3回）、鈴木構成員の発言参照） |
|  |  |  | ３．解説放送以外の視覚障害者等への情報保障について  解説放送以外の本放送においても、外国人の発言に伏された字幕の音声化、さらには、「あれ」「これ」「ご覧のように」などテレビを目で見ていることを前提とする表現が減少することを求める１文を加えてください。これは、視覚障害者のみならず、テレビの画面を見ずに作業等をしている多くの視聴者にとってもメリットと成りうるものと考えます。（「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」（第2回）、資料7に基づく寺島座長代理の説明参照） |
| 7 | 障害者放送協議会 放送・通信バリアフリー委員会 | １．字幕放送 | 「大規模災害等緊急時放送についてできる限り全てに字幕付与」とされていることについて、災害は「対象時間」である「7時から24時」に発生するとは限りません。「大規模災害等緊急時は対象時間外（24時～7時）であっても対応する」と明記してください。 |
|  |  | １．字幕放送 | 放送大学学園の放送については、当事者団体への字幕付与希望科目の問合せ等も行われていますが、それでも字幕が付与されない番組が多くあります。聴覚障害学生のニーズに応えるためにも、すべての科目に字幕を付与してください。 |
|  |  | １．字幕放送 | 今回の指針の改正により一歩前進させるため、「県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。」を削除してください。 |
|  |  | ２．解説放送 | 字幕付き放送に比べて解説放送の割合が低く、視覚障害者に対する合理的配慮が少ないと感じられます。一層の充実を期待します。 |
|  |  | ２．解説放送 | 緊急情報・警戒情報の音声化を行ってください。大規模災害等緊急時の放送や気象情報を文字や映像での表示だけでなく、必ず音声や警報音でも伝えられることが必要です。  緊急地震速報やニュース速報などにも音声解説を行ってください。 |
|  |  |  | さらに、解説放送以外の本放送においても、外国人の発言に付された字幕の音声化を求める声が多くあります。 |
|  |  | ２．解説放送 | 「2017年度までに対象の放送番組の10％に解説付与」するという現行指針の対象放送番組を限定することで、結果的に解説放送が付与されない番組が増加する可能性があります。指針の見直しは、良くするために行うのであり、後退するならむしろ見直さない方がよいのではないでしょうか。この意味から、「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組（注3）」の中から、「(b)2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組(c)5.1chサラウンド放送番組」を削除してください。 |
|  |  | １．字幕放送  ３．手話放送 | 2017年度までの字幕100％付与と手話放送の実施時間増加・充実という目標を達成するためには、達成状況と技術開発・活用・適用に関するモニタリングを、当事者を含めた形で年一回定期的に開催する必要があります。 |
|  |  | ３．手話放送 | 指針は具体的な数値目標を設定しなければ効果はありません。「NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。」を「NHKにおいては、手話放送の実施時間を10％以上にする。」に変更してください。 |
| 8 | 特定非営利活動法人　シーエス障害者放送統一機構 | 全体への意見 | はじめに  「指針」発表からの5年間を通じて、障害者対策と放送をめぐる環境の変化には著しいものがあり、それらを深く検討するならば１０年間の単なる中間地点としての見直しにとどまらない、指針発表後の出来事に対応した今後５年間の目標を示すものでなければならないと思います。  １．国連障害者の権利条約の流れの中で、障害者基本法改定、障害者総合支援法、さらには「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」を通じて明らかになった視聴覚障害者への情報保障の課題を生かした「指針」見直しとする |
|  |  |  | ２．統一機構は、日本のデジタル放送は手話のクローズド・サインでの送信、5.1サラウンド放送番組への解説放送の付与ができないことを2007年から指摘し、その合理的で日本の実情に沿った解決策を、「補完放送」として提案してきました。しかし総務省は、手話放送のクローズド・サイン及びその5.1サラウンド放送時の解説放送の付与が不可能であることを認めず、今日未だに解決策が検討されていません。「研究会」で放送局は初めてこれらの送信が不可能であることを認めました。  統一機構の合理的提案を無視し、対策が遅れてきた総務省の責任は大きいと言えます。  今後まさに５年間この問題は放送行政の大きな問題として浮上せざるを得ない状況です。 |
|  |  |  | ３．「指針」見直し案が抱える矛盾  見直し案では、「県域局に対しては、できる限り目標に近づくよう字幕を付与する。独立U局及び放送衛星による放送について目標年次を弾力的に据えることとする」としています。しかし字幕付与設備を持たない放送局が多い中で、どのように「できる限り」の「目標」を持つのでしょうか。  そもそも放送局の立ち上げの段階で、その設置基準に字幕配信装置の装備を義務づけていない総務省に施策の重大な問題と矛盾があります。 |
|  |  |  | ４．デジタル放送の大きな変化は、放送局数の大きな増大にもあります。BS、CS110度など「指針」が出された５年前に比べても数倍の放送局が増えています。「指針」は、地上波１局当たりの目標を示していますが、放送局数全体から見た字幕、手話、解説音声の目標値も重要な課題となっています。  以上の考えから今回の「指針」（案）に対する具体的な意見を述べます。 |
|  |  | 字幕放送　NHK | 字幕付与の体制の確立が重要であり、現状の3システム体制ではとても「全ての字幕付与」は不可能です。現実的なものとするために、広く協力体制を取り体制作りを急ぐこと。  緊急時放送は命にかかわる放送であり、「できるだけ、命を守る」では放送の役割を果たしません。緊急時契約など可能な方法を取ることが必要です。 |
|  |  | （字幕）　地上系民放 | 字幕配信機器装備を急がなければ、災害時「できる限り」の字幕付与もできません。予算の困難など理由の如何に関わらず、機器装備を義務化すること。2017年までにすべての番組に字幕を付与するために、機器装備、広く協力体制を作ることが必要です。 |
|  |  | 放送衛星による放送  NHKを含む  有線テレビジョン放送 | 字幕、手話、解説放送をすべての放送局が目標を持って付与すること、さらに付与時間数を増やすこと。 |
|  |  | 解説放送 | 解説を付与するために当面5.1サラウンド放送を停止すること。解決策を講じてから再開する。 |
|  |  | 手話放送 | 現在に至っても数値目標が設定されていないのは、行政の怠慢と言わざるをえません。  全ての放送局が目標を設定して、手話放送を実施することが重要です。  衛星放送は手話のクローズド・サイン放送の研究を進めること。 |
|  |  | 補完放送 | 補完放送としての一定の解決策を検討すること。 |
| 9 | 個人 |  | 視覚および聴覚に障害を持たれている国民に向けた専門放送をNHKは実施すべきである。同時に手話については障害を持たない国民に対して手話啓蒙の意味を込めて解説付きの放送を行う。これにより国民向け放送の一体感を生み出せると考える。 |
|  |  |  | 放送時間については就業や生活様式の多様化に対応するために24時間とするのが好ましい。 |
|  |  |  | 大規模災害等緊急時放送については、国民の生命を守る目的を第一とし、例外なく字幕と手話放送画面を付与すべきであり、ニュースにおいても定時以外の緊急ニュースを含め、全ての放送に優先して災害情報を放送すべきであると考える。理由はデジタルデバイドにより情報入手手段がテレビもしくはラジオという国民が少なくないと思われるためである。 |
|  |  |  | 法的抵触のありそうな表現以外は努力目標でなく、例外なく視覚および聴覚に障害を持たれる方も放送情報を取得できるようにすることで我が国としての情報共有としたほうがいいと思う。 |
| 10 | 個人 | 1.字幕放送  NHK  目標の大規模災害緊急放送について | NHKさんこそ国営放送なので、「出来る限り」でなくて「義務化」してほしい。情報が判らないことが命にかかわる事なので。隣国、韓国では、すでに非常事態や大規模災害時は字幕付与は、義務化されています。守られなかった場合は罰金もある。 |
| 3.手話放送 | 「手話放送の実施時間を出来る限り増加させる。」この場合、非常事態時はどうするのか？字幕放送と同じく、情報を必要とする国民全員に平等に与えるべき。文字の読めない聴覚障害者、外国人のためにも判りやすい手話は必要だと思う。 |
| 11 | 個人 |  | NHK、民放とも「手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。」とあるが、聴覚障碍者には字幕放送があれば十分であるはずであり、字幕に加えて手話放送を拡充する理由はない。手話放送は画面の一部を占有し見にくいものとなり一般の視聴者に不自由を強いるものであるため、字幕か手話かいずれかがあれば足りることを明記すべき。 |